

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を0円とする特別措置の実施期間を6か月間延長します。

(1) 内 容 水道料金の基本料金を一定期間0円とする (申請は不要です。)

(2) 対象者 川越町と給水契約を結んでいる水道使用者

(3) 実施期間 令和2年6月請求分から令和3年5月請求分まで
北部地区 6月、8月、10月、12月、2月、4月請求分
(5月、7月、9月、11月、1月、3月検針分)
南部地区 7月、9月、11月、1月、3月、5月請求分
(6月、8月、10月、12月、2月、4月検針分)
※月途中での中止(閉栓)による随時請求分も対象となります。

(4) 口径別の基本料金 2か月分・税込

口 径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
基本料金	1,524 円	1,663 円	1,848 円	2,244 円	5,434 円	7,084 円	9,240 円

(5) その他

月の途中に開始した場合、検針の際に投函する「検針のお知らせ」に記載の請求額と実際の請求額と異なる場合があります。また、この特別措置による検針のお知らせ裏面等の水道料金表については修正を行いません。中止の際には検針のお知らせを発行いたしません。基本料金を0円とした金額にてご請求いたします。予めご了承ください。

※注意

- ①申請が不要なため、役場が銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。
- ②水道料金の基本料金0円のこと、役場から電話や訪問することはありません。
- ③不審に思った場合は、その場で口座番号や電話番号などを答えず、家族や警察、役場までお問い合わせください。

上下水道課

電話：059-366-7118

FAX：059-365-5380